当面の進め方・スケジュール

資料３

【当面の進め方】

- 本研究会の目的は、行政機関等の個人情報保護制度の在り方について、必要な対応を整理・検討することにあるところ、今後、2ヶ月に1回程度の頻度で研究会を開催し、令和9年秋に中間とりまとめを行う。早期に整理が完了した論点があれば、中間とりまとめを待たずに成果として提示する。
- 研究会の議論と並行して、地方公共団体等との意見交換等を実施し、随時、課題や論点を整理する。
- 行政機関等が抱える課題に機動的かつ柔軟に対応するため、既存法令の解釈の明確化や事例の充実等で対応できる部分については、先行的に取組を進める。その後、議論の状況に応じ、制度改正が必要な事項があれば、必要な見直しを検討する。

【年度内のスケジュール（予定）】

第１回 （令和８年11月19日）	キックオフ	・ 行政機関等における個人情報保護制度の現状把握 ・ 研究会の目的、進め方等について確認
第２回 （令和９年１月頃）	事例紹介①	・ 地方公共団体における取組等についてヒアリング① ・ 国におけるデータ利活用・AI活用の動向
第３回 （令和９年３月頃）	事例紹介②	・ 地方公共団体における取組等についてヒアリング② ・ 地方公共団体からのヒアリング結果について報告

※ 研究会における議論の進捗状況、構成員・事務局からの提案等も踏まえ、上記スケジュールや開催内容を変更する場合がある。

本研究会における検討事項（案）

■ 行政機関等における個人情報の取扱い等に関する実態把握、課題整理

＊ 第1回研究会では、個人情報保護制度の変遷、個人情報保護委員会における取組等について提示。
また、第2回以降、地方公共団体等における取組等についてヒアリングを予定。

＊ 現在、委託調査事業を通じた実態把握・ヒアリング等を実施中。結果については本研究会で提示予定。

■ 行政機関等における個人情報の内部利用・提供、データガバナンス等の在り方

● 今後、DX・AXの進展に伴い、特定の部署や機関を越えたデータ連携や業務横断的なAI活用の必要性が更に高まると考えられるところ、以下の点についてどう考えるか。

（１）行政機関等における個人情報の利用・提供にあたって、住民からの信頼性、行政の透明性、行政機関等の濫用・漏えいリスク等の観点から、個人の権利利益を損なわないデータガバナンスの在り方について、どう考えるか。

（２）行政機関等が既に保有している個人情報について、行政の高度化や住民の利便性向上の観点から、当初の利用目的以外の目的のために利活用する場合の仕組みについて、どう考えるか。

＊ 現行法では、行政機関等が既に保有している個人情報を新たに別の用途で利活用しようとする場合、当初から「利用目的として設定されている場合」や「法令に基づく場合」を除き、
・ 利用目的の変更を行うには、「相当の関連性」の範囲に限られており、また、
・ 目的外利用・提供を行うことができるのは、「臨時的」な場合と解釈されている。

これに関し、例えば、
- ✓ 利用目的の変更が可能な要件である「相当の関連性」（法第61条第３項）について、具体的にどのような場合が該当すると考えられるか。
- ✓ 目的外利用・提供が可能な要件である「相当の理由」、「特別な理由」（法第69条第２項第２号～第４号）について、具体的にどのような場合が該当すると考えられるか。
- ✓ 当初の利用目的と「相当の関連性」を超えて恒常的に個人情報を利活用しようとする場合についてどう考えるか。

■ その他、行政機関等の個人情報保護制度全般

【参考】 想定スケジュール（全体像）

